

令和3年11月25日  
総括情報部

## 催物開催ガイドラインの一元化について (沖縄県イベント等実施ガイドラインの廃止)

### 1. ガイドライン一元化の理由

沖縄県では、イベント開催にあたっての感染症対策の徹底や、二次感染リスクの最小限化等を目的として、昨年5月20日に「沖縄県イベント等実施ガイドライン」を策定した。

策定後、国から催物の開催に関する事務連絡が発出されるようになったことから、県は、国の事務連絡との整合を図るため、県ガイドラインの開催規模の要件や感染対策、チェックリスト様式等の修正・変更を行っている。

しかし、国の事務連絡が定期的が発出され、内容が充実してきたこともあり、記載内容の全てを県ガイドラインで網羅できておらず、県内のイベント開催にあたっては主催者が県ガイドラインと国の事務連絡双方を確認する必要性が生じてしまっている。

このため、11月25日をもって県ガイドラインを廃止し、他県と同様に国の事務連絡に一元化するとともに、同日から県ホームページで国の事務連絡の内容を整理のうえ掲載し、イベント主催者にわかりやすく周知を図ることとしたい。

# 「感染防止安全計画」の概要

## 別紙1

- 「感染防止安全計画（以下「安全計画」）」は、参加人数が**5,000人超かつ収容率50%超のイベント**（※）を対象に、イベント開催時に必要な感染防止策を着実に実施するため、イベントごとにイベント主催者等が**具体的な感染防止策を検討・記載**し、各都道府県がその内容の確認及び必要な助言等を行うことにより、**感染防止策の実効性を担保**するもの。
- イベント開催後、主催者等は結果報告書を都道府県に提出。問題発生時は都道府県から関係府省庁に共有し、関係府省庁は所管する業界等に対し原因究明や改善策を求め、PDCAサイクルを確立。
- 今後、安全計画の作成・実施を条件に、**人数上限等の制限を一定程度緩和**する。

（※）緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域または5,000人超のイベント。「イベント」には緊急事態措置区域における遊園地等の集客施設を含み、「イベント主催者等」には当該施設の管理者を含む。

	現在の事前相談	安全計画
対象となるイベント参加人数	1,000人超	<b>5,000人超かつ収容率50%超</b>
必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ チェックリスト提出</li> <li>□ 結果報告提出（※1）</li> </ul> <p>（※1）問題発生（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）時のみ提出</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>（基本的対策例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ マスク着用の徹底</li> </ul> <p>（チェックリスト）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ マスク着用の徹底</li> </ul> <p>主催者が事前相談時に✓(チェックマーク)を記入して都道府県に提出</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>安全計画</b>提出（※2、3）</li> <li>□ <b>結果報告</b>提出（※4）</li> </ul> <p>（※2）一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、<b>二括して提出可</b>。</p> <p>（※3）緩和後の人数上限を超える場合は、安全計画の中に<b>ワクチン・検査パッケージ制度の実施に係る手順等</b>を盛り込むこととする。</p> <p>（※4）原則提出。同様のイベントの場合は、問題発生時に速やかに提出。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>（基本的対策例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ マスク着用の徹底</li> </ul> <p>（安全計画）記述欄</p> <p>観戦区画ごとに警備員を○名配置し、マスク未着用者を個別に注意。程度に応じて退場。</p> <p>✓を記入するだけでなく、基本的対策の内容を業種別ガイドライン等を参考しつつ<b>具体的に記述</b>し、必要に応じて<b>専門家に確認</b>する</p> </div>

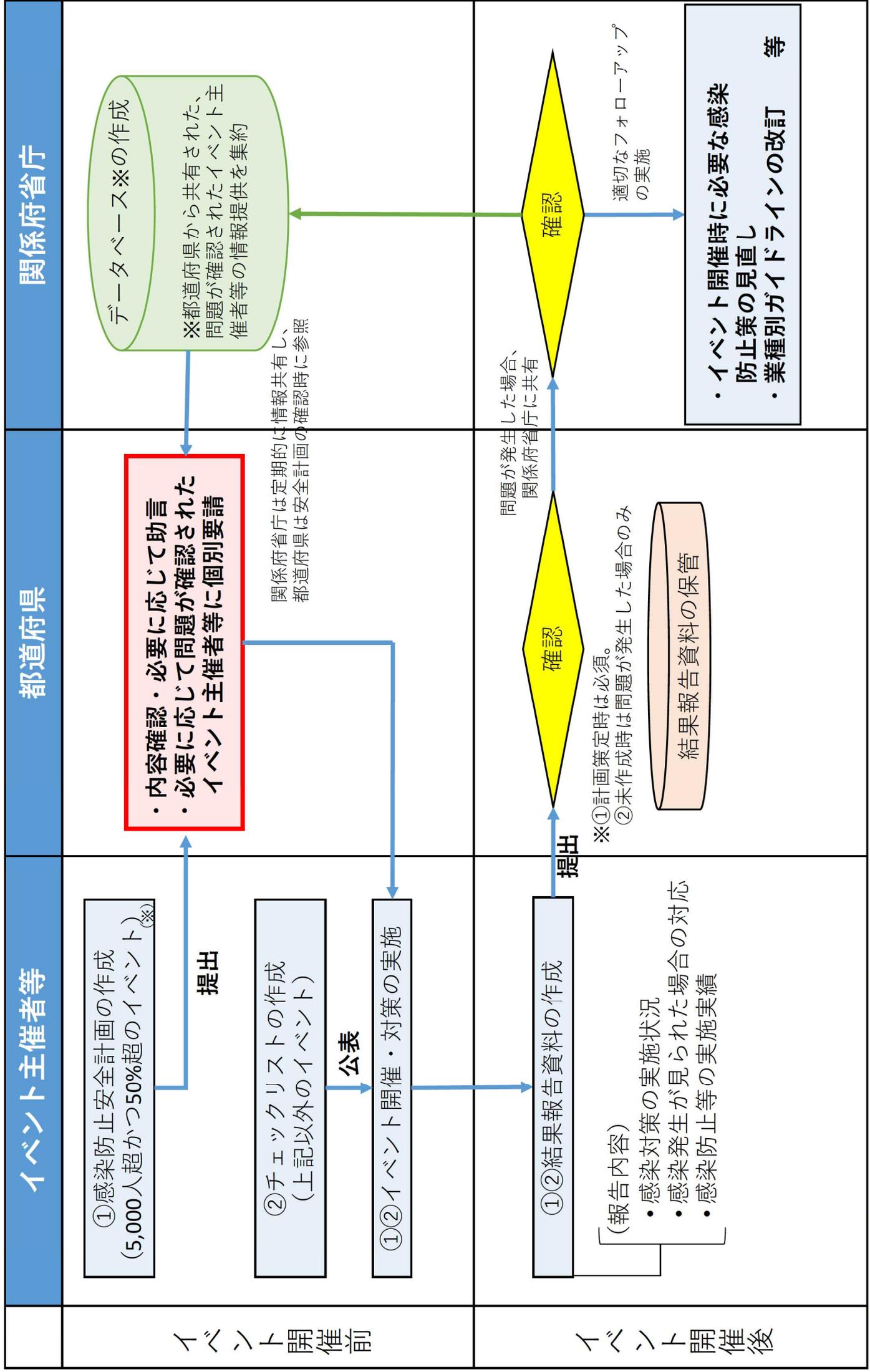
＜補足①＞収容率100%（大声無し）とする場合の取扱い

【これまで】「実績疎明資料」で担保 ➡ 【今後】「5,000人超かつ50%超のイベント：安全計画策定、従来通りの制限のイベント：チェックリスト公表」で担保  
（※）収容人数に関わらず、開催後に大声の発生が確認された場合は、今後のイベントは収容率を50%とするなど、厳しい措置を講じる。

＜補足②＞従来通りの人数制限で開催するイベントの取扱い

チェックリスト公表。問題が発生した場合は、都道府県、関係府省庁に結果報告資料を提出。

感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフロー



(※) 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域においては5,000人超のイベント。